

長期入所者等で住所を移していない方がマイナンバー通知カードを入所等先で受け取るに当たっての居所情報の登録申請等に係るQ & A (介護保険施設等向け)

### 【基本情報】

Q 1 居所情報の登録申請が必要な入所者等とは具体的にどのような方か。

A 1 本年10月5日から、住民票を有する国民の皆様一人一人に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。通知は、市区町村から、原則として住民票に登録されている住所（以下「住所地」という。）あてにマイナンバーが記載された「通知カード」を送ることによって行われます。

したがって、長期入所等をしている方であって、住所地を介護保険施設等に移しておらず、かつ、当該住所地に誰も居住していない場合は、入所等先において通知カードを受け取るために、本年8月24日から9月25日までの間に、住所地の市区町村に対して、入所等先を居所として登録するための申請を行っていただく必要があります。

なお、上記のことから、住所地を介護保険施設等に移している方や、住所地が介護保険施設等ではないが当該住所地にご家族が住んでいる方などは、居所情報の登録申請は必要ないものと考えられます。

Q 2 ポスター・リーフレットはどこで入手できるのか。

A 2 こちらのURLで入手いただけます。ダウンロード・印刷の上、貴施設等での掲示・配布につきご協力くださいますようお願いします。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000370650.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000370650.pdf)

※1枚目のみ印刷したものがポスター、1・2枚を両面印刷したものがリーフレットです。

Q 3 長期入所者等が居所情報の登録を行わない場合、どのような不都合があるのか。

A 3

- ① 住所地にご家族等がお住まいの場合、ご家族等にお受け取りいただくので問題ありません。
- ② 一人暮らしの方の場合、入所等中にご自宅に届いた通知カードは住所地の市区町村に返戻されます（ご自宅には「郵便物等ご不在連絡票」が届けられます）。退所等後に住所地の市区町村にご相談の上、通知カードをお受け取りいただくことができます。

【居所情報登録の対象者】

Q 4 いつ頃まで入所等している方が居所情報登録申請の対象となるか。通知カードが当施設に届いた時には退所等でご本人が不在であるケースを避けたいのだが。

A 4 住所地に誰も住んでおらず、かつ本年10月5日から概ね11月末頃までの間に入所等している見込みの方に居所情報登録を行っていただくよう想定しています。

なお、通知カードが届いた際にご本人が退所等によりご不在である場合は、お手数ですがお近くの郵便局にご連絡くださいますようお願いします。郵便局員が貴施設等に当該通知カードを受け取りに伺い、市区町村に返戻します（新しい封筒に移し替えていただく必要はありません）。

Q 5 10月5日から11月末頃まで入所等しているかどうかが不確実な方から居所情報登録申請書の確認・押印依頼があった場合、お断りしても良いか。

また、11月20日頃に退所等する見込みの方から依頼があった場合はどうか。

A 5 可能な限りご本人の希望に沿っていただくことが望ましいですが、基本的にいずれの場合でも、居所情報登録は行わなくても、その方の通知カードは退所等後に住所地の市区町村から入手することができますをお伝えいただいて差し支えありません。

Q 6 ご家族がおられると思われる方から居所情報登録申請書における確認・押印の依頼があった場合、お断りし、ご家族に受け取っていただくよう促しても良いか。

A 6 それぞれのご家庭の事情があることから、可能な限りご本人の希望に沿っていただくことが望ましいですが、基本的には住所地にご家族が居住されている方については、居所情報登録を行わなくても、その方の通知カードはご家族に受け取っていただくことができます。

Q 7 住所地に誰も住んでおらず、11月末頃までの入所等が見込まれる方がいるが、居所情報登録の申請を行おうとしていない場合、介護保険施設等はどの程度積極的に申請を働きかけるのが望ましいのか。または働きかけなくてはならないのか。

A 7 そのような方には、下記のURLからダウンロードいただけるリーフレットを印刷してお渡しいただいくなど、可能な範囲で居所情報の登録申請を働きかけていただくようお願いいたします。

また、ポスターやリーフレットの、施設等での掲示や配布・備え付け等について、可能な範囲でご協力をよろしくお願ひいたします。

※ ポスター・リーフレットはこちらから入手いただけます。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000370650.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000370650.pdf)

※1枚目のみ印刷したものがポスター、1・2枚を両面印刷したものがリーフレットです。

**【助力が必要な方の場合】**

Q 8 成年後見や任意後見の被後見人等ではないが、居所情報の登録申請を行えるような心身の状態にない方については、介護保険施設等はどうすればよいか。

A 8 住所地に誰も住んでおらず、長期間の入所等が見込まれる方であれば、家族などその方のご関係者ともご相談の上、可能な範囲で任意代理人による居所情報の登録申請（A10 の※ご参照）を働きかけていただくようお願いいたします。

なお、退所等後に住所地の市区町村にご相談の上、通知カードをお受け取りいただくことも可能です（A 3②ご参照）。

介護保険施設等に住民票を移してある場合は、当該施設等に通知カードが簡易書留で郵送されてきますので、お受け取りくださるようお願いします。

Q 9 意識はしっかりとっているが、疾病や障害等により自力で申請書に記入できない方が居所情報登録を希望している場合、介護保険施設等はどうすればよいか。記入の代行や介添えをしても良いか。

A 9 お見込みのとおり、可能な範囲で記入の代行や介添えを行っていただけます。

Q10 介護保険施設等が居所情報登録申請書に記入の手伝いをしたり、本人の代わりにポストに投函する場合は、介護保険施設等は居所情報登録申請書における「代理人」に該当し、当該欄に介護保険施設等としての氏名・住所・連絡先を書く必要があるのか。

A10 そのような場合であっても、当該施設等は登録申請に当たっての「代理人」には該当しませんので、申請書における当該欄への記載は不要です。

※ 「代理人」とは居所情報の登録申請を本人に代わって代理行為として行う次のいずれかの者を指します。

- ① 法定代理人…居所情報登録申請の際には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を原則として同封する必要がある方です。
- ② 任意代理人…居所情報登録申請の際には、本人の委任の事実を確認するに足る書類を同封する必要がある方です。

**【居所情報登録申請書の確認・押印】**

Q11 居所情報登録申請書の確認・押印を求められたが、具体的には何をしたら良いのか。

A11

- ① 入所者等の氏名（ふりがな）・生年月日・通知カードの送付先（貴施設等の住所）が正しいか

※ 間違がある場合は入所者等に申請書をお返しください。なお、入所者等において訂正する場合は、二重線を引いて余白に正しく記入し、入所者等の訂正印を押したものであれば有効な申請書として扱われます。

- ② 裏面の「平成27年10月5日以降、医療機関・施設等への長期の入院・入所が見込まれ、かつ、入院・入所中は住所地に誰も居住していないため」に✓が入っているか

- ③ ケアプランや施設サービス計画等と照らし、本年10月5日以降長期間（※）入所等している見込みか

※目安として、概ね11月末頃までの間に入所等している場合をご確認の上、「医療機関・施設等向け記入欄」に日付、貴施設等名及びご担当者様名のご記入又は押印をお願いします。

Q12 居所情報登録申請書への確認・押印を求められた時には、当施設において入院・入所を証明する書類を発行する際に手数料を徴収している場合は、居所情報登録申請書への確認・押印についても同様に入所者等から手数料を徴収して良いか。

A12 手数料の徴収の可否については、禁じるものではありませんが、マイナンバーは全国民を対象としており、通知カードを全国民に入手いただくことが重要であるため、居所情報登録を希望する方が手数料を理由に申請を躊躇する事がないよう、手数料の徴収についてはご容赦いただきますよう、ご理解ご協力のほどお願いします。

Q13 少なくとも11月末までは長期入所等していることが見込まれる方が、本年9月25日までに居所情報登録申請を行うことができなかった場合、その方はどうしたら通知カードを受け取れるのか。

A13 A3②のとおり、入所等中にご自宅に届いた通知カードは住所地の市区町村に返戻されます（ご自宅には「郵便物等ご不在連絡票」が届けられます）。退所等後に住所地の市区町村にご相談の上、お受け取りいただくことができます。

Q14 本人以外の方から居所情報登録申請書の確認・押印を依頼された場合、どうしたらよいか。

A14 なりすましによる申請等不正な申請を防止するため、本人以外の方からの依頼は、代理権を証明する書類（戸籍謄本その他その資格を証明する書類や本人の委任の事実を確認するに足る書類）を提出いただき、ご確認ください（A10の※もご参

考になさってください)。

【届いてから】

Q15 居所情報登録申請を行った方が、入所等先において通知カードの受取りを拒否した場合、介護保険施設等には保管義務や市区町村への返送義務があるか?

A15 入所者等ご自身が望んで居所情報登録の申請をしたにも関わらず、万が一通知カードが貴施設等に到達した後に、当該入所者等が受取拒否した場合、お近くの郵便局にご連絡するように当該入所者等にお伝えください(新しい封筒に移し替えていただく必要はありません)。

なお、当該入所者等の拒否の意思を口頭で確認できれば、介護施設等側が上記を行代行いただいても構いません。

Q16 簡易書留にて受け取った通知カードを当該入所者等にお渡しする際、本人確認書類の提示を求めるなどの本人確認を行う必要があるか。

A16 通常の簡易書留を貴施設等にて受け取った場合と同様に扱っていただければ構いません。

Q17 仮に介護保険施設等で受け取った後に紛失した場合は、介護保険施設等は何らかの責任を問われるのか?

A17 届いた簡易書留は確実に入所者等にお渡しできるように、十分な管理をお願い申し上げます。万が一紛失した場合は、当該入所者等にお伝えの上、介護保険施設等より、当該入所者等の住民票のある市区町村にご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、入所者等にお渡しした後の紛失については、ご本人の責任においてご対応いただくこととなります。

Q18 通知カードが届いた際には、入所者等が退所されていた場合はどうしたら良いか。

A18 お手数ですが、お近くの郵便局にご連絡くださいますようお願いします。郵便局員が貴施設等に当該通知カードを受け取りに伺い、市町村に返戻します(新しい封筒に移し替えていただく必要はありません)。

